

京都市告示第 346 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 11 月 30 日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
吉祥院久世線	南区吉祥院嶋檜山町59番地の1地先から	旧	メートル 101.00	メートル 28.45 ~ 43.50
	同町100番地の6地先まで	新	101.00	28.45 ~ 46.50
吉祥院経55号線	南区吉祥院嶋笠井町58番地の3地先から	旧	70.10	6.00 ~ 6.05
	同町57番地地先まで	新	70.10	5.97 ~ 6.02
吉祥院経57号線	南区吉祥院嶋檜山町49番地地先から	旧	254.60	5.84 ~ 12.20
	同区吉祥院嶋笠井町74番地地先まで	新	255.50	5.84 ~ 8.03
吉祥院緯64号線	南区吉祥院嶋笠井町62番地地先から	旧	52.90	6.00 ~ 12.05
	同町59番地の1地先まで	新	49.40	5.99 ~ 12.01

(建設局土木管理部道路明示課)